

入札公告

【再公告】

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2019年10月9日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター
契約担当役 所長 齊藤 顕生

1. 調達内容

- (1) 業務名称：JICA 北海道（札幌）マイクロバス1台の購入及び既存車両の売却（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 仕様・数量：入札説明書による。
- (3) 納入期限（予定）：2020年3月中旬
- (4) 納入場所：入札説明書による。

2. 入札方法

落札者の決定方法：

総合評価落札方式。当機構から下記 3. の確認を受け、技術提案書および入札書を提出・持参した入札者であって、当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構会計規程第25条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とします。（詳細は入札説明書による。）

3. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）全省庁統一資格の

「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、営業品目として「車両類」を保持し、「北海道地域」の競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。（入札説明書を参照ください。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。

(3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。

イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。

ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

4. 入札説明書

入札説明書は以下のサイトに掲載します。

本公告の「入札説明書等（PDF）」欄に掲載されているファイルをダウンロードしてご参照ください。

JICA 北海道（札幌）HP: <https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>

→「調達情報」

→「工事、物品購入、役務等」

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#sapporo>

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。

北海道センター（札幌） 総務課

電話 011-866-8395 ファクシミリ 011-866-8382

4-2. 既存車両の事前現地調査

既存車両の下取り価格を算出するために、事前現地調査が必要な場合は、以下による調査を受け付けます。

(1) 期間：公告日から2019年10月25日（金）まで

(2) 場所：独立行政法人国際協力機構

北海道センター（札幌）

北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25

(3) 申込方法：

- ・既存車両の事前現地調査の希望者は、電子メールにて社名、担当者名、調査希望日時（第3希望まで）を、最も早い希望日の一営業日前の正午までに連絡願います（例：最も早い希望日が月曜日の場合は、前週の金曜日正午まで）。

- ・当機構からの返信メールをもって事前調査日時を確定させていただきます。希望日当日までに返信がない場合は、上記4.にお問い合わせください。
- ・メールのタイトルは以下としてください。
 - 【事前現地調査希望】マイクロバス購入及び売却
- ・宛先電子メールアドレス：hkictad@jica.go.jp
- ・既存車両の事前現地調査は、上記（1）の期間中の土曜日・日曜日を除く、原則午前9時から午後5時までの間都市、1社につき1回のみ30分程度とします。既存車両の運行予定と重なる場合もありますので、可能な限り第3希望日までの希望日時をお知らせください。希望日時で調整ができない場合は、別の希望日時をご検討いただくことがあります。
- ・事前連絡のない現地調査には対応できませんので、必ず上記によりお申込み下さい。
- ・現地調査では、本件入札説明書の交付や仕様の説明はいたしません。また、使用を含む入札説明書に関する質問には回答できません。ご質問については、「入札説明書 8. 入札説明に対する質問」に従い、書面により提出ください。
- ・事前現地調査の実施は、競争参加資格の要件とはしません。事前現地調査を実施しない者（社）も競争への参加は可能です。

5. 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時：2019年11月12日（火）午前11時
- (2) 場所：独立行政法人国際協力機構 北海道センター（札幌）会議室2
北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
- (3) 入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。
1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金：免除。
- (3) 関連規定については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（URL：<http://association.joureikun.jp/jica/>）にて閲覧可能。
- (4) 特別な事情が発生した場合、仕様、履行期間等の調達条件や入札日等を変更して実施する場合があります。また、事情によっては入札執行（入札会）自体を取りやめることもあります。
- (5) その他、詳細は入札説明書によります。

以上